

風しんの排除認定に向けた取組

平成 29 年 9 月 14 日
健康局結核感染症課

1. 背景

- 現行の「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成 26 年厚生労働省告示台 1 2 2 号。以下「予防指針」という）では、平成 32 年までの風しん排除状態（土着のウイルス株による風しん発生がないこと）の達成を目標としている。
- 排除状態達成の確認には、麻しんと同様に、全ての発生例に対する積極的疫学調査や 8 割以上の遺伝子検査の実施が必要であるが、現状は実施率が低い。
- 近年、風しんの発生報告数が急激に減少し、平成 27、28 年においては百件台となっており、全発生例に対する積極的疫学調査や遺伝子検査の実施が物理的に可能な件数となった。
- WHO（世界保健機関）は、麻しんと風しんは共通のサーベイランスシステム、混合ワクチンを使用している場合が多いため、排除戦略については、麻しんと風しんを合わせて計画推進していくことを推奨している。

【発生報告数】※平成 29 年 8 月 9 日時点

年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年※
風しん	87	378	2,386	14,344	319	163	125	54
麻しん	447	439	283	229	462	35	159	169

出典：感染症発生動向調査

2. 第 21 回感染症部会（平成 29 年 6 月 19 日）での承認事項

○麻しん・風しんについては、現在下表の通り積極的疫学調査等を行っているところであるが、風しんについて、省令、特定感染症予防指針を改正し、麻しんと同様の積極的疫学調査、サーベイランスを実施する。

	風しん	麻しん
積極的疫学調査	集団発生時に実施【指針】	1 例発生したら実施【指針】
サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ○届出【法 12① ii、則 4④】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 類感染症 全数把握疾患 ・ <u>7 日以内に報告【則 4④】</u> ・ 患者の年齢、性別等【則 4⑥】 ○遺伝子検査【指針】 可能な限り実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○届出【法 12① i、則 4③】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 類感染症 全数把握疾患 ・ <u>直ちに報告</u>（平成 27 年 5 月 21 日から） ・ 患者の氏名、年齢、性別、<u>職業、住所等【則 4①】</u> ○遺伝子検査【指針】 原則として全例実施

3. 今後の進め方（案）

○予防指針の改正等を行うにあたっては、従前、「麻しんに関する小委員会」及び「風し

資料7

んに関する小委員会」において別個に検討を行ってきたが、より効果的かつ効率的な議論を行うため、両小委員会を統合し、「麻しん・風しんに関する小委員会」を設置する。

厚生科学審議会感染症分科会感染症部会
麻しん・風しんに関する小委員会の設置案

平成29年9月14日
厚生科学審議会感染症部会長定め
厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会
予防接種基本方針部会長定め

1. 設置の趣旨

麻しん対策については、「麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第442号）」に基づく施策を推進し、平成27年度には世界保健機関による排除の認定を受け、かつ、その後も排除の状態を維持している。また、風しん対策については、「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成26年厚生労働省告示第122号）」に基づき、平成32年度までに風しんの排除を達成することを目標として各種の施策を推進している。

これらの指針は、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、変更することとされている。麻しんの排除の維持及び風しんの排除の達成のための更なる対策の実施に向けて、麻しん・風しんの発生動向、最近の科学的知見等を踏まえ当該指針の再検討を行うため、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会及び厚生科学審議会感染症部会の下に「麻しん・風しんに関する小委員会」を設置する。なお、麻しんに関する小委員会及び風しんに関する小委員会は、廃止する。

2. 委員

- ・委員会の委員は公衆衛生、疫学、ウイルス学、臨床医学（特に小児科学、産婦人科学）及びこれらの関連分野の専門的知見を有する者から選定する。
- ・委員長は感染症部会長及び予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会長の指名によるものとする。
- ・委員長は副委員長を指名できる。
- ・必要に応じて参考人を招致することができる。

3. その他

- ・委員会の議事は原則公開とする。ただし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は会議を非公開とすることができる。
- ・委員会の庶務は、厚生労働省健康局結核感染症課が行うこととする。
- ・その他小委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

麻しん・風しんに関する小委員会における審議への参加について

平成 29 年 9 月 14 日

厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会
厚生科学審議会 感染症部会

(申請資料作成関与者の取扱い)

1. 麻しんに関する特定感染症予防指針及び風しんに関する特定感染症予防指針の策定に係る調査審議において、調査審議されるワクチン及び検査キット（注 1）の薬事承認、再評価等の申請資料に、申請者からの依頼により作成された申請資料に著者として名を連ねた者、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）第 2 条第 3 項に規定する治験責任医師、同条第 4 項に規定する製造販売後臨床試験責任医師、同条第 11 項に規定する治験分担医師、同条第 12 項に規定する製造販売後臨床試験分担医師、同令第 18 条第 1 項に規定する治験調整医師及び治験調整委員会の委員並びに医学・薬学・生物統計学等の専門家等として薬事承認申請資料等の作成に密接に関与した者（以下「申請資料作成関与者」という。）である委員が含まれる場合には、小委員会における審議及び議決は、次のとおりとする。
 - (1) 委員からの申請資料作成関与者に該当するか否かの申告を受け、これに該当する委員がある場合は、委員長は、審議開始の際、その氏名を報告する。
 - (2) 申請資料作成関与者である委員は、当該ワクチン及び検査キットについての審議又は議決が行われている間、審議会場から退室する。
ただし、当該委員の発言が特に必要であると委員会が認めた場合に限り当該委員は出席し、意見を述べることができる。

(特別の利害関係者の取扱い)

2. 1. に定めるもののほか、調査審議されるワクチン及び検査キットを製造販売する企業（開発している企業を含む。）との間で、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する委員は、委員長に申し出る。この場合においては、1. の規定を準用する。

(議事録)

3. 委員が 1. 及び 2. の規定に該当する場合は、その旨を議事録に記録する。

(審議不参加の基準)

4. 委員本人又はその家族（配偶者及び一親等の者であって、委員本人と生計を一にする者をいう。以下同じ。）が、申告対象期間中に調査審議するワクチン及び検査キットの製造販売業者からの寄付金・契約金等（注 2）の受取（又は割当て。以下同じ。）の実績があり、それぞれの個別企業からの受取額が、申告対

象期間中に、年度当たり500万円を超える年度がある場合は、当該委員は、当該ワクチン及び検査キットについての審議が行われている間、審議会場から退室する。

(議決不参加の基準)

5. 委員本人又はその家族が、申告対象期間中に調査審議されるワクチン及び検査キットの製造販売業者からの寄付金・契約金等の受取の実績があり、それぞれの個別企業からの受取額が、申告対象期間中のいずれの年度も500万円以下である場合は、当該委員は、委員会等に出席し、意見を述べるができるが、当該ワクチン及び検査キットに関わる議決には加わらない。ただし、寄附金・契約金等が、申告対象期間中のいずれの年度も50万円以下の場合は、議決に加わることができる。

(議決権の行使)

6. 5.の規定により、委員が議決に加わらない場合においては、当該委員の議決権は、議決に加わった委員の可否に関する議決結果に従って委員長により行使することとする。

(委員からの申告)

7. 申告対象期間は、原則として、委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度とし、その寄付金・契約金等について、それぞれの企業毎に、当該企業から最も受取額の多い年度等につき、自己申告する。

(企業への確認)

8. 申請資料作成関与者に該当するか否かの申告、特別の利害関係を有する場合の申出及び前条に基づく寄付金・契約金等の受取額の自己申告について、委員等は、事務局を通じ企業に対し、企業が情報公開のために保有するデータを活用して必要な確認を求め、事務局からの報告を踏まえ、必要に応じて補正を行う。

なお、上記確認に関し、委員等は、事務局が当該委員等の自己申告に関する情報を企業とやりとりすることについて、初めての自己申告時まで、あらかじめ同意することとし、事務局は必要に応じて企業に対して、こうした同意を得ている旨を申し添えることができる。

(特例)

9. 委員本人又はその家族が、4.又は5.のいずれかに該当する場合であっても、当該委員等が審議又は議決への参加を希望し、寄附金・契約金等の性格、用途等の理由書を添えて委員長に申し出、その申出が妥当であると委員会等が認めたとき、又は、当該委員の発言が特に必要であると委員会等が認めたときは、当該委員は審議又は議決に参加することができる。

(情報の公開)

10. 委員が、4. から8. までの規定に該当する場合については、事務局から各委員の参加の可否等について報告する。なお、各委員から提出された寄附金・契約金等に係る申告書は、厚生労働省の上で公開する。

(その他)

11. 本規定は、予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方等について審議又は議決を行う委員会に適用し、その適用については、委員長が決定する。

(注1) : 「調査審議されるワクチン及び検査キット」とは、薬事・食品衛生審議会薬事分科会又はそれに設置された部会（以下「薬事分科会等」という。）において審議され、我が国の市場に流通し、麻しん・風しんに関する小委員会において調査審議することとされたワクチン及び検査キットとし、各ワクチン及び検査キットにつき、申請資料作成関与者に該当するか否かの申告を行う製品の数に4製品までとする。具体的には、薬事分科会等において薬事承認について審議された製品及び当該製品が審議される際に申請者から競合品目として提出され、薬事分科会等において競合品目の選定根拠に係る資料の妥当性について審議された製品とする。ただし、同じ効能・効果を有する製品が薬事分科会等において審議され又は市場に流通される前にある場合は、これらの製品に準じる。

(注2) : 「寄附金・契約金等」とは、コンサルタント料・指導料、特許権・特許使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬及び委員が実質的に用途を決定し得る寄附金・研究契約金（実際に割り当てられた額をいい、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。）等や、保有している当該企業の株式の株式価値（申告時点）も金額の計算に含める。ただし、委員本人宛であっても学部長あるいは施設長等の立場で学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明らかなものは除く。